

## 東京都北区競争入札参加に係る準区内業者の認定基準

平成26年2月24日  
副 区 長 専 決

### (目的)

第1条 この基準は、東京都北区（以下「区」という。）が実施する競争入札において、準区内業者として認定する上での必要な要件を明確にすることにより、入札・契約制度の透明性、公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 前条に規定する準区内業者とは、常時契約を締結する事務所として区内に支店・営業所等（以下「支店等」という。）を有している事業者のうち、次条の認定要件を満たす者をいう。

2 前項に規定する常時契約を締結する事務所とは、見積り、入札、契約締結等契約に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

### (認定要件)

第3条 事業者を準区内業者として認定するに当たり必要な要件は、次に掲げる要件とする。ただし、第4号に掲げる要件は、建設工事等に係る事業者のみに適用する。

- (1) 支店等において、区と契約締結を完結できること。（代理人印が常に置かれていること）
- (2) 支店等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りのみ形態は認めない。（支店等と住居を併用している場合は、支店等の実態を調査の上、総合的に判断する。）
- (3) 支店等に営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ責任者が常駐していること。配置人員が区外の事務所等と兼務になっている場合及び配置人員の不在が頻繁である場合は認めない。
- (4) 支店等に、登録業種に係る専任の技術者を常駐で配置していること。  
専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結又はその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務していることが必要であり、営業所ごとに専任で置くとされている。（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号）
- (5) 支店等において、常時連絡がとれる体制となっていること。  
転送電話対応が常態である場合、単に取り次ぎ又は単なる連絡員のみ配置の場合は認めない。
- (6) 支店等に、共同運営電子調達サービスを利用するために必要な電子機器、事務等を執り行える什器、備品、複写機、通信機器等が設置されていること。

- (7) 北区内に支店等を設置後、3年以上の期間が経過していること。
- (8) 申請時以前1年間に、支店等の代理人名義での契約（官公署又は民間）があり、履行を完了していること。

（届出）

第4条 準区内業者として認定を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を区長へ提出しなければならない。

- (1) 北区内支店・営業所等届出書（支店等の建物の全景、事務所入口（表札等）、事務所内の写真、案内図を含む）
- (2) 競争入札参加資格審査受付票（押印及び印鑑証明書貼付済みのもの）の写し
- (3) 支店等の不動産登記簿又は固定資産税評価証明書の写し（支店等が自社所有の場合）

支店等の不動産賃貸借契約書の写し（支店等が賃貸物件である場合）（必ず会社が事務所として借り主となっていること）

- (4) 建設工事等に係る事業者は、建設業許可申請書及び当該申請書の別表（受付印のあるもの）の写し
- (5) 法令等により許可等が必要な業種は、当該許可を示す証明書等の写し
- (6) 支店等を設置し、営業を開始したことが確認できる書類

都内に事業所を有しない者が、北区内に新たに支店等を設置する場合は、法人設置・設立届出書（東京都都税条例施行規則第32号様式（乙）その1）又は北区を所管する都税事務所の発行する、事業開始等申告書提出済証明書の写し

都内に事業所を有する者が、北区内に新たに支店等を設置する場合は、異動届出書（同施行規則第32号様式（乙）その2）又は北区を所管する都税事務所の発行する、事業開始等申告書提出済証明書の写し

- (7) 支店等に係る法人住民税を納付したことが確認できる書類（支店等に係る法人住民税を含む領収書又は納税証明書、納税地が北区にない場合は、均等割額の計算に関する明細書）の写し
- (8) 支店等の代理人名義で履行を完了している契約書の写し（官公署又は民間）
- (9) その他必要と認めるもの

2 前項に規定する書類は、競争入札参加資格の継続申請時及び届出書提出後に内容に変更があった場合は、再度、提出するものとする。

（実態調査）

第5条 区は、必要に応じて支店等の実態調査を実施する。

- 2 区は、第3条に定める認定要件について、前条に基づき提出のあった書類及び支店等の実態調査により確認する。
- 3 実態調査の結果、支店等が認定要件を満たしていないことが判明した場合は、当該支店等を準区内業者として扱わないものとする。

4 実態調査を拒否又は妨害した場合は、当該支店等を準区内業者として扱わないものとする。

(改善指導)

第6条 実態調査の結果、準区内業者としての認定要件に疑義が生じた場合は、必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求め再度実態調査を行うものとする。

2 前項の規定による改善指導を行った場合、認定要件が確認されるまでの間、当該支店等を準区内業者として扱わないものとする。

付 則 (25北総契第2022号 平成25年2月24日副区長決裁)  
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (4北総契第2623号 令和5年3月22日副区長専決)  
この基準は、令和5年4月1日から施行する。